

高松市不登校に関する援助推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 不登校に関する課題の理解を深めるとともに、その解決に努め、高松市不登校対策事業で実施する各施策について意見を聴くため、高松市不登校に関する援助推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見を聴くものとする。

- (1) 高松市不登校対策事業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、高松市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高松市中学校長会代表者
- (3) 高松市小学校長会代表者
- (4) 高松市PTA連絡協議会代表者
- (5) 関係機関代表者

3 委員には、前2号に掲げるもののほか、必要に応じて教育長が指名する者を加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員が、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高松市総合教育センターにおいて行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(高松市不登校に関する援助推進委員会要領の廃止)

- 2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 高松市不登校に関する援助推進委員会要領(平成7年1月23日から施行)

(招集の特例)

- 3 この要綱による最初の委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、庶務である高松市総合教育センター所長が招集する。